

特定地域づくり事業協同組合の変更について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第 64 号)第 5 条第 5 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の変更の届出がありましたので、同法第 5 条第 6 項の規定により公示します。

	変更前	変更後
住 所	〒952-0014 新潟県佐渡市両津湊 145 番地	〒952-1314 新潟県佐渡市河原田本町 394